

第 20 期第 15 回東部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日 時 平成 26 年 12 月 15 日 (月) 午後 3 時 00 分
- 2 場 所 青森市 アラスカ会館 2 階「ガーネット」
- 3 出席者 委員 12 名 (欠席 3 名)
 県 水産振興課 5 名
 八戸水産事務所 1 名
 むつ水産事務所 1 名
 事務局 3 名



4 概 要

○議案の審議 3 件、報告事項 2 件

【 議 案 】

(1) 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について (諮問)

青森県知事より、海洋生物資源の保存及び管理に関する青森県計画の変更について諮問があり、審議の結果、諮問のとおりとした。

(2) 東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示について

青森県農林水産部長より、マグロ、ブリ、サメの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとした。

指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については[東部海区漁業調整委員会指示第 10 号](#)をご覧ください。

(委員会指示案の要旨)

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、総トン数 20 トン未満の動力漁船を使用して行うマグロ、ブリ又はサメの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業をしてはならない。

一 制限海域

- 1 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた青森県東部海区管内の海域

点ア 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱 (基点第九号)

点イ 点アから正東の線と東経 141 度 35 分の線との交点

点ウ 点エから正東の線と東経 141 度 40 分の線との交点

点エ 尻屋崎灯台中心点

- 2 1 の点アから正東の線以南かつ東経 142 度 30 分の線以西の青森県東部海区管内の海域

二 制限期間

平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日

(3) 青森県東部海区漁業調整委員会指示第 6 号に係る委員会指示違反について

青森県東部海区管内海域における底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業の操業の指示に係る違反を確認した旨の県からの報告を受け、その対応を審議した結果、違反者に対して指導文書を発出し、指示の遵守と適正操業を徹底させることとした。

【 報告事項 】

(1) 平成 26 年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果概要について

平成 26 年 10 月 16 日から 17 日にかけて札幌市で開催された標記会議の審議結果について報告をした。

(2) 第 22 回太平洋北部会及び第 21 回太平洋広域漁業調整委員会の概要について

平成 26 年 11 月 27 日に東京で開催された標記部会及び委員会の概要を報告した。